

令和8年第1回定例会議案説明資料

1	議案第5号	令和7年度千葉市一般会計補正予算(第7号)中所管 [職員給与費及び職員退職手当基金積立金] .....	P2
2	議案第34号	千葉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について .....	P3
3	議案第35号	法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について .....	P4
4	議案第36号	千葉市行政手続条例の一部改正について .....	P5
5	議案第37号	千葉市職員定数条例の一部改正について .....	P6
6	議案第38号	千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について .....	P8
7	議案第39号	千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について .....	P11
8	議案第65号	包括外部監査契約について .....	P12

# 令和7年度補正予算（2月・給与費）資料

補正予算書 P56

## (1) 給与費

款		補正後	補正前	補	正額		
					不用・不足額	給与改定所要額	
一般会計	一般職	議会費	298,044 千円	298,044 千円	0 千円	△ 7,692 千円	7,692 千円
		総務費	12,810,186	11,953,186	857,000	494,553	362,447
		民生費	14,928,075	14,753,075	175,000	△ 306,400	481,400
		衛生費	5,251,800	5,301,800	△ 50,000	△ 201,982	151,982
		労働費	79,808	77,808	2,000	△ 348	2,348
		農林水産業費	576,041	616,041	△ 40,000	△ 57,059	17,059
		商工費	672,728	693,728	△ 21,000	△ 40,729	19,729
		土木費	5,883,762	5,888,762	△ 5,000	△ 182,440	177,440
		消防費	8,484,069	8,444,069	40,000	△ 202,588	242,588
		教育費	46,508,893	46,045,893	463,000	△ 853,016	1,316,016
合計		95,493,406	94,072,406	1,421,000	△ 1,357,701	2,778,701	

(参考)

病院事業	病院事業費用	13,258,126 千円	12,631,133 千円	626,993 千円	224,313 千円	402,680 千円
------	--------	---------------	---------------	------------	------------	------------

## (2) 職員退職手当基金

区分	補正後	補正前	補正額
職員退職手当基金費	916,472 千円	1,374,501 千円	△ 458,029 千円

**【議案第34号】**

**千葉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について**

議案書 P4～5

**1 趣旨**

地方自治法等の改正に伴い、令和2年4月より、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、条例で賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができることとされた。

現行の法制度上、市長等の損害賠償責任については、民法上の損害賠償責任によると「軽過失」でも多額な賠償責任を迫及される可能性があり、市長等の職務執行における萎縮が懸念されることから、市長等が過度に萎縮することなく、職務において果敢な挑戦ができる環境整備を行うため、制定するもの。

**2 主な内容**

市長等の本市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、以下の表の賠償責任額の上限を超える額を免責することを定める。

なお、賠償責任額の上限は、地方自治法施行令に規定されている基準と同様としている。

区 分	賠償責任額の上限
市長	基準給与年額(※)の6倍
副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の4倍
人事委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、地方公営企業の管理者	基準給与年額の2倍
その他の職員	基準給与年額

(※) 基準給与年額とは、損害賠償責任の原因となった事実が生じた日を含む月の給料(報酬)及び手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当を除く。)に1.2を乗じた額と期末勤勉手当の1会計年度当たりの額に相当する額の合計額をいう。

**3 施行期日**

公布の日

※この条例の規定は、市長等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

**【議案第35号】**

**法令の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

議案書 P6～8

**1 趣旨**

法令の改正に伴い、規定の整備を図るもの

**2 改正内容**

条例で引用している法の条項ずれに伴う規定の整備 4 条例

改正する条例	条項ずれのあった法
1 千葉県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
2 千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
3 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	子ども・子育て支援法
4 千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法

**3 施行期日**

公布の日

※ 上記2の表の3の条例の改正は令和8年4月1日

【議案第36号】

千葉市行政手続条例の一部改正について

議案書 P9～11

1 趣旨

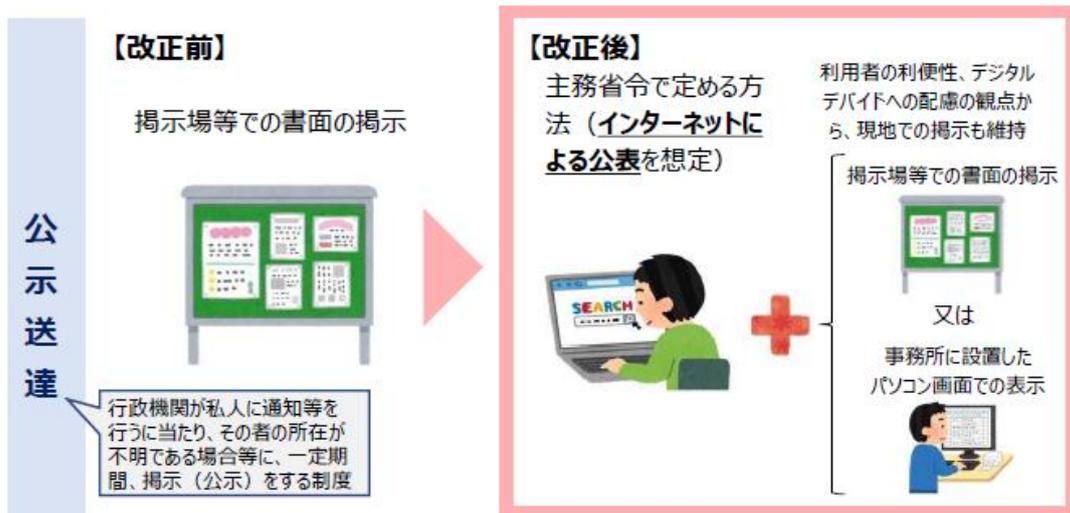
行政手続法の一部改正により公示送達がデジタル化される趣旨に則り、公示送達の方法を改める。

2 改正内容

聴聞及び弁明の機会の付与（※）の通知に係る公示送達について、行政手続法と同様に、インターネットを利用する方法により行うとともに、書面を掲示場に掲示する方法又は公示事項を市の事務所に設置したパソコン等の画面に表示する方法により行うこととするよう改める。

※ 聴聞及び弁明の機会の付与

いずれも、不利益処分の名宛人となるべき者に対して、不利益処分をする前に意見陳述の機会を付与する手続



※デジタル庁資料「デジタル規制改革推進の一括法について」から抜粋

3 施行期日

令和8年5月21日（法改正の施行日と同じ）

【参考】行政手続法と行政手続条例の適用関係

	行政手続法	千葉市行政手続条例
法令に基づく不利益処分	適用	
条例等に基づく不利益処分		適用

【議案第37号】

千葉市職員定数条例の一部改正について

議案書 P12

1 趣旨

社会環境の変化を踏まえ、児童虐待対策の強化や新病院の開設に伴う体制の強化等、新たな人的需要に対応し、必要な分野に適切に職員を配置するため、定数を改めるものである。

2 主な内容

(1) 市長の事務部局の職員定数の改正

市長の事務部局の職員の定数4,490人に80人を加え、4,570人に改める。

<80人の内訳>

- ア 配置基準職場の充実強化 +50人程度
  - ・児童相談所や生活保護ケースワーカー等の体制整備
- イ 法改正や社会情勢の変化等に的確に対応するための体制確保 +50人程度
  - ・子ども・若者施策の推進や、市民の健康づくりの促進、地域公共交通の支援、マリスタジアムの再整備、公共施設の老朽化に伴う大規模改修など、法改正や社会情勢の変化等に的確に対応するための増員
- ウ 職員の働き方向上 +20人程度
  - ・時間外勤務の縮減につながる増員、産育休等の欠員に対する代替配置の拡充
- エ 事業収束及び効率化等 ▲40人程度
  - ・限られた人的リソースを最大限活用するため、各時点における行政需要等の変化を捉えた事務事業の見直し・事務の効率化等の積極的な実施

(2) 病院局の職員定数の改正

病院局の職員の定数1,240人に70人を加え、1,310人に改める。

<70人の内訳>

- ア 新病院の開設に伴う体制の強化 +80人程度
  - ・高齢者医療の充実、救急医療の強化、がん診療体制の強化に必要な医師の増員
  - ・病床数の増等に必要な看護職員の増員
  - ・検査機器等の増設及び病棟数増等により必要となる医療技術者等の増員
- イ 病院整備室等の廃止 ▲10人程度

### 3 施行期日

令和8年4月1日

【議案第38号】

千葉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案書 P13~80

1 趣旨

昨年10月の千葉市人事委員会の勧告に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）等を行うため、給料及び諸手当の改正を行うとともに、一般職の職員に準じ、会計年度任用職員に係る改正を行うほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

【参考】千葉市人事委員会勧告における給与制度のアップデートの趣旨

- 職務・職責に応じた給与体系の整備
- 人材確保の観点やライフスタイルの多様化等を踏まえた処遇の改善
- 地域における民間給与水準の適切な反映

2 主な内容

(1) 給料表の改定

ア 行政職

- (ア) 3級～6級について、初号付近の号給を削除し、初号の給料月額を引き上げる。
- (イ) 3級について、他の級の給料月額との重なりが多いことから、最高号給近辺の号給を削除する。  
※号給の削除により、令和8年4月1日から給料月額が引下げとなる職員については、当分の間、その差額を給料として支給。
- (ウ) 7級・8級について、初号の給料月額を引き上げつつ、隣接する級との給料月額の重なりを解消し、昇格により大きく給与上昇する仕組みにするとともに、号給を大きくくり化する（昇給は、勤務成績優秀者に限り行う）。

イ その他の職

行政職給料表との均衡を基本に改定

(2) 地域手当の改定

地域手当の支給割合を段階的に15%から12%に引き下げる。

区分	現行	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
支給割合	15%	14%	13%	12%

(3) 扶養手当の改定

配偶者及び子の手当額を段階的に見直す（配偶者：廃止、子：引上げ）

区分	役職段階	現行	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
配偶者	8級（局長級）	0円	0円	0円	0円
	7級（部長級）	3,500円			
	6級（課長級）以下	6,500円	4,500円	2,500円	
子	全職員	10,000円	11,000円	12,000円	13,000円

(4) 通勤手当の改定

ア 1か月あたりの手当の支給限度額を引き上げる（55,000円 → 150,000円）。

イ 採用時から特別急行列車等の利用を必要とする職員についても、手当の支給を可能とする。

ウ 自動車等使用者に対する手当の1か月あたりの手当の支給限度額を引き上げる（38,700円 → 66,400円）。

※上限距離についても「60km以上」から「100km以上」に引き上げ、5km刻みで距離区分を新設する。

(参考) 勧告内容

距離区分	支給額
5km未満	2,000円
5km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,300円
15km以上20km未満	10,400円
20km以上25km未満	13,500円
25km以上30km未満	16,600円
30km以上35km未満	19,700円
35km以上40km未満	22,800円
40km以上45km未満	25,900円
45km以上50km未満	29,100円
50km以上55km未満	32,300円
55km以上60km未満	35,500円
60km以上65km未満	38,700円
65km以上70km未満	42,200円
70km以上75km未満	45,700円
75km以上80km未満	49,200円
80km以上85km未満	52,700円
85km以上90km未満	56,200円
90km以上95km未満	59,600円
95km以上100km未満	63,000円
100km以上	66,400円

新設

(5) 単身赴任手当の改定

採用時から単身赴任が必要となる職員についても、手当の支給を可能とする。

(6) 管理職員特別勤務手当の改定

平日深夜における手当の支給対象時間帯を拡大する。

区分	現行	改正後
対象時間帯	午前0時～午前5時	午後10時～午前5時

(7) 特定任期付職員の特別給の改定

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給する。

区分	現行	改正後
特別給の構成	・ 期末手当 ・ 特定任期付職員業績手当	・ 期末手当 ・ 勤勉手当

(8) 再任用職員への手当の支給

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に新たに住居手当を支給する。

(9) 会計年度任用職員の取扱い

一般職の職員に準じて改正する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

【議案第39号】

千葉市職員の旅費等に関する条例等の一部改正について

議案書 P81~105

1 趣旨

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、昨今の経済社会情勢の変化に対応するための規定を整備するほか、所要の改正を行うため、関係する条例の一部を改正する。

【参考】国家公務員等の旅費等に関する法律の改正概要

- (1) 旅費の計算等に係る規定（旅費の種類や内容等）の簡素化
  - (2) 旅費の支給対象の見直し（自宅等からの出張に係る旅費を支給可能とする等）
  - (3) 国費の適正な支出の確保（旅費の返納に係る規定の新設等）
- ※詳細については、政令及び省令に委任（法律の条数を48条→12条に簡素化）

2 主な内容

(1) 一般職の職員の改正内容

ア 旅費の種目の見直し

旅費の種目である車賃、日当を廃止し、多様な交通手段や移動に伴う各種費用に対し旅費を支給できるよう、その他の交通費、宿泊手当の種目を新設する。

イ 旅費の計算の簡素化

旅費の計算について、職階区分を廃止するとともに、原則、実費弁償とし、今後の国内外の経済社会情勢の変化に柔軟に対応するため、種目の内容や計算の詳細を規則へ委任する。

ウ 旅費の支給対象の見直し

出張や勤務場所の実情に応じて、自宅等を出発・到着する出張に係る旅費の支給を可能とする。また、職員等に対する旅費の支給に代えて、直接、旅行役務提供者（旅行代理店等）に対して支払を可能とする。

エ 市費の適正な支出の確保

規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求める。

(2) 特別職の職員の改正内容

一般職の職員と同様に、国家公務員に準じた制度となるよう見直しを行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

【議案第65号】

包括外部監査契約について

議案書 P190

1 趣旨

令和8年度の包括外部監査契約の相手方となる候補者を公募のうえ選考したので、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議決を求めるもの。

参考 地方自治法抜粋

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

2 概要

(1) 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

(2) 契約の始期

令和8年4月1日

(3) 契約の金額

15,432,000円を上限とする額

(4) 契約の相手方

ア 住所 千葉県柏市増尾台2丁目6番6号

イ 氏名 伊藤 孝明

ウ 資格 公認会計士

エ 主な職歴

平成6年11月～令和2年7月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)  
東京事務所

令和2年8月～(現 職) 伊藤孝明公認会計士事務所 代表

令和3年4月～(現 職) 千葉県農林水産部 会計年度任用職員(検査担当)

令和3年8月～(現 職) 株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ  
ベンチャーパートナー

令和3年11月～(現 職) 有限会社フロンティア伊藤 代表取締役

令和4年6月～(現職) 日本公認会計士協会千葉会 副会長  
令和4年6月～(現職) インテリジェント・サーフェス株式会社 監査役  
令和5年6月～(現職) 株式会社クレディセゾン 補欠監査役

オ 主な業務経歴

(ア) 包括外部監査人

船橋市(平成24, 25, 26年度)、船橋市(令和6, 7年度)

(イ) 包括外部監査補助者

船橋市(平成15, 16, 17年度)、北千葉広域水道企業団(平成18年度)、  
さいたま市(平成27, 28年度)、富山県(平成28, 29年度)、千葉市(令和4年度)

(5) 選考方法

応募者6名の中から、包括外部監査人候補者選考委員会の選考を経て、上記の者を候補者として選定した。

**【包括外部監査人候補者選考委員会の構成(6人)】**

総務局長、情報経営部長、財政部長、資産経営部長、監査委員事務局長、  
業務改革推進課行政改革担当課長